

議第9号

平成26年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算

平成26年度奈良県流域下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,973,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(県債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表県債」による。

平成26年2月26日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		7,804,697
	1 負担金	7,804,697
2 国庫支出金		2,197,876
	1 国庫補助金	2,197,876
3 繰入金		70,000
	1 一般会計繰入金	70,000
4 繰越金		988,714
	1 繰越金	988,714
5 諸収入		22,413
	1 雑収入	22,413
6 県債		889,300
	1 県債	889,300
歳入	合計	11,973,000

議第9号 平成26年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 県土マネジメント費		11,973,000
	1 流域下水道費	11,973,000
歳 出 合 計		11,973,000

千円

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道事業にかかる契約	平成27年度から平成28年度まで	2,748,000 千円

第3表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	千円 889,300	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第10号

平成26年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計予算

平成26年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,501,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年2月26日提出

奈良県知事 荒 井 正 吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		1,401,400
	1 一般会計繰入金	1,401,400
2 繰越金		39,900
	1 繰越金	39,900
3 諸収入		60,100
	1 県預金利子	50
	2 貸付金元利収入	60,000
	3 雑収入	50
歳入	合計	1,501,400

千円

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 1,501,400
	1 林 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	1,501,400
歳 出	合 計	1,501,400

議第11号

平成26年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算

平成26年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ689,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

平成26年2月26日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		450,067
	1 使用料	450,067
2 繰入金		15,379
	1 一般会計繰入金	15,379
3 繰越金		10,806
	1 繰越金	10,806
4 諸収入		160,748
	1 雑収入	160,748
5 県債		52,400
	1 県債	52,400
歳入合計		689,400

議第11号 平成26年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 689,400
	1 中央卸売市場事業費	689,400
歳 出 合 計		689,400

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
卸売市場施設整備事業	千円 52,400	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第12号

平成26年度奈良県公債管理特別会計予算

平成26年度奈良県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ156,076,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

平成26年2月26日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		5,000
	1 財産運用収入	5,000
2 繰入金		85,500,600
	1 一般会計繰入金	79,167,090
	2 特別会計繰入金	5,533,510
	3 基金繰入金	800,000
3 県債		70,570,400
	1 県債	70,570,400
歳入	合計	156,076,000

議第12号 平成26年度奈良県公債管理特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		156,076,000
	1 公 債 費	156,076,000
歳 出	合 計	156,076,000

千円

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	70,570,400 ^{千円}	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第13号

平成26年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計予算

平成26年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ234,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年2月26日提出

奈良県知事 荒 井 正 吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		131,366
	1 国庫補助金	131,366
2 繰入金		25,802
	1 基金繰入金	25,802
3 諸収入		77,332
	1 貸付金元利収入	77,332
歳入合計		234,500

千円

議第13号 平成26年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		234,500
	1 育成奨学金貸付事業費	234,500
歳 出 合 計		234,500

千円

議第14号

平成26年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計予算

平成26年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,883,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

平成26年2月26日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		792,954
	1 一般会計繰入金	792,954
2 諸収入		1,145,246
	1 貸付金元利収入	1,145,246
3 県債		2,944,800
	1 県債	2,944,800
歳入合計		4,883,000

議第14号 平成26年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 病 院 機 構 費		4,883,000
	1 病 院 機 構 費	3,737,754
	2 病 院 機 構 公 債 費	1,145,246
歳 出 合 計		4,883,000

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院機構貸付事業	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">2,944,800</p>	<p>証書借入又は債券発行による。</p>	<p>年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。</p>

議第15号

平成26年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度奈良県水道用水供給事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	11市12町1村
(2) 年間給水量	75,000,000立方メートル
(3) 1日平均給水量	205,479立方メートル
(4) 主要な建設工事	
県営水道施設拡張工事	72,000千円
既存施設更新改良工事	438,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		11,483,570千円
第1項 営業収益		10,160,369千円
第2項 営業外収益		1,323,201千円
	支	出
第1款 事業費	11,022,783千円	
第1項 営業費用	9,299,548千円	
第2項 営業外費用	1,611,938千円	
第3項 特別損失	106,297千円	
第4項 予備費	5,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,665,075千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,859千円、減債積立金1,890,000千円、過年度損益勘定留保資金1,121,865千円及び当年度損益勘定留保資金2,585,351千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		920,285千円

議第15号 平成26年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算

第1項 企業債	704,900千円
第2項 他会計からの助成金	24,600千円
第3項 国庫支出金	190,766千円
第4項 雑入	19千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,585,360千円
第1項 建設改良費	1,140,750千円
第2項 企業債償還金	5,432,610千円
第3項 国庫補助金等返還金	12,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽水道管耐震化事業にかかる契約	平成27年度	109,000 <small>千円</small>
既存施設更新改良事業にかかる契約	平成27年度	6,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水供給施設建設事業	704,900 <small>千円</small>	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、企業財政の都合又は融通条件により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上げ償還をし、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 725,945千円 |
| (2) 交際費 | 100千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、520,663千円と定める。

平成26年2月26日提出

奈良県知事 荒井正吾

議第16号

平成26年度奈良県病院事業費特別会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度奈良県病院事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 患 者 数

	五條病院
入院患者数	50,005人
外来患者数	69,540人

(2) 1日平均患者数

	五條病院
入院患者数	137人
外来患者数	285人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		5,002,775千円
第1項 医 業 収 益		2,862,792千円
第2項 医 業 外 収 益		2,046,036千円
第3項 看護師養成事業収益		93,947千円
	支	出
第1款 病院事業費用		5,002,775千円
第1項 医 業 費 用		4,842,418千円
第2項 医 業 外 費 用		66,410千円
第3項 看護師養成事業費用		93,947千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額333,625千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額72千円、過年度損益勘定留保資金310,559千円及び当年度損益勘定留保資金22,994千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 病院事業資本的収入	41,600千円
第1項 企 業 債	41,600千円
支 出	
第1款 病院事業資本的支出	375,225千円
第1項 建 設 改 良 費	66,192千円
第2項 企 業 債 償 還 金	309,033千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
器械備品の整備	千円 41,600	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、企業財政の都合又は融通条件により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上げ償還をし、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した職員給与費に係る予算額に過不足が生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 3,569,441千円

(2) 交 際 費 20千円

(他会計からの負担金及び補助金)

第9条 病院事業の経営健全化及び看護師養成のための経費として、一般会計からこの会計へ負担及び補助を受ける金額は、2,252,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、564,537千円と定める。

平成26年2月26日提出

奈良県知事 荒 井 正 吾